

議案第79号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
大和田放課後児童保育室、第四放課後児童保育室、八石放課後児童保育室、
野寺放課後児童保育室、新堀放課後児童保育室、石神放課後児童保育室、栄放
課後児童保育室及び栗原放課後児童保育室
- 2 指定管理者となる団体
所在地 新座市野火止一丁目9番63号
名 称 社会福祉法人新座市社会福祉協議会
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年8月30日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

大和田放課後児童保育室、第四放課後児童保育室、八石放課後児童保育室、野寺放課後児童保育室、新堀放課後児童保育室、石神放課後児童保育室、栄放課後児童保育室及び栗原放課後児童保育室の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。